

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年3月11日（平成28年（行個）諮問第47号）

答申日：平成28年5月19日（平成28年度（行個）答申第10号）

事件名：本人に係る特定の答申に関連して答申後に経済産業省が作成等した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人に係る特定の答申（以下「別件答申」という。）に関連し、答申が示された後、経済産業省が同答申に関連し作成、保有（利用を含む）した文書一式（メール、メモ等といった文書の体裁・様式は問わない。）（以下「本件文書」という。）に記載された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成28年2月4日付け20160106統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

今回の決定は、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における答申を受けてから30日後に行った請求に対しての決定である。

行政機関の対応として、答申後30日を経た時点で、何らの行政文書を作成・取得していないとの不開示理由はにわかに信じがたいため、再度、開示すべき文書が存在しないか確認いただきたく、異議申立てを行う。

（2）意見書

原処分及び理由説明書は、異議申立人には全く理解できない。

異議申立人は、昨年特定月から請求日までの間に、諮問庁の鉱工業動態統計室長はもちろん、調査統計グループにおいて参事官及び審議官に対しても、利用停止請求の早期対応と状況の教示を、利用停止請求者たる個人の立場で諮問庁に対しての意思表示の意図で複数の要望メールを

送付している。と同時に、諮問庁における法令遵守に係る自浄作用の担い手たる大臣官房監察室にも調査統計グループへの適切な指導等を行っていただけるよう、複数のメールを送付している。

これらは、調査統計グループの鉱工業動態統計室長等の幹部はもちろん、大臣官房監察室を含めば諮問庁全体としても間違いなく受理（取得）しているという「事実」がある。

この「事実」からすれば、鉱工業動態統計室長を中心とする調査統計グループが、個人からの理由も示した要望の意思表示に関する行政文書（異議申立人の理解）や、大臣官房監察室からの指導等を無視・放置し、仮に、新たな行政文書の作成は何らもしていなかったとしても、原処分の「開示請求時点では該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした」との主張は、少なくとも「取得」という部分では明らかな隠蔽だと捉えており、不都合な情報はなかったかのように不開示としたとすら感じられる原処分は不当・不適切だと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分における処分庁の決定及びその理由

異議申立人が行った本件文書に記載された本人に係る保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件文書を開示請求時点では作成・取得していないことから、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、処分庁が不開示とした理由がにわかには信じがたいとして、改めて開示すべき文書の開示を求めているので、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件開示請求における不開示理由について

異議申立人は、審査会における答申を受けてから30日後に行った請求に対しての決定であり、行政機関の対応として、答申後30日を経た時点で、何らの行政文書を作成・取得していないとの不開示理由はにわかには信じがたいとしている。しかしながら、処分庁は、別件答申を含む計3件の答申を受ける以前の特定年月日付けでも計3件の答申を受けており、先に発出された当該答申の対応を検討していた。このため、平成28年1月6日の本件開示請求日時点では、別件答申について行政文書を作成・取得していなかったことから、不開示としたものであり、不開示理由が信じがたいとの指摘は当たらない。

(2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、異議申立人の主張も踏まえて改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、該当する本件対象保有個人情報は保有しておらず、開示請求のあった保有個人情報については、開示請求時点では該当する

行政文書を作成・取得していないため不開示とした原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月31日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月22日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別件答申が示された後、経済産業省が同答申に関連し作成、保有（利用を含む）した文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報を開示請求時点では作成・取得していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別件答申が示される前に受領した3件の答申への対応を検討中であつたところ、開示請求時点においては、別件答申に関連する文書は作成しておらず、また、鉱工業動態統計室長等が異議申立人から別件答申に関連して受領した電子メールについては、異議申立人との連絡手段として郵送や電話で対応することとし電子メールの確認後は保存の必要がないことから廃棄していたため、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有していないとのことであつた。

別件答申を含む審査会の答申の発出の状況は、諮問庁の上記説明のとおりであることを踏まえると、本件対象保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の上記説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久